

# 富良野圏域で利用できるサービス

現行サービス	サービス内容	提供事業所・行政機関	区分					
			1	2	3	4	5	6
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	介護・福祉ショップポピー 富良野市社会福祉協議会 中富良野町社会福祉協議会 上富良野社会福祉協議会 ハッピー富良野ヘルパーステーション からまつ園 (地域在宅支援センター) 南富良野町社会福祉協議会	○	○	○	○	○	○
	重度訪問介護	介護・福祉ショップポピー ハッピー富良野ヘルパーステーション 中富良野町社会福祉協議会 富良野市社会福祉協議会 上富良野社会福祉協議会 からまつ園 (地域在宅支援センター)					○	○
	行動援護	ハッピー富良野ヘルパーステーション からまつ園 (地域在宅支援センター)			*	*	*	*
	児童デイサービス	富良野市 (こども通園センター) 上富良野町 (児童デイサービス)	106項目の聞き取り調査はありません。発達遅れなどが心配される乳幼児には、必要に応じて決定します					
	短期入所 (ショートステイ)	北の峯学園 からまつ園 (児童も) こざくら園	○	○	○	○	○	○
	生活介護	北の峯学園 デイセンター芽ぐみ野 サポートステーション栄町		○	○	○	○	○
	施設入所支援 (障害者支援施設での夜間ケア等)	北の峯学園			○	○	○	○
	共同生活介護 (ケアホーム)	ライフサポート彩 富良野市内14ヶ所 さくら荘 富良野市内7ヶ所 さくら荘 上富良野町1ヶ所	○	○	○	○	○	○
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等、複数のサービスを包括的にを行います						○
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います					○	○
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や、休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います びあ さくら荘						
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います サポートステーション栄町 なんぷー香房						
	就労継続支援 (B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います サポートステーション栄町 なんぷー香房 ラベンダーの郷						
	就労継続支援 (A型=雇用型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います						
	自立訓練 (機能訓練)	自立して日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は、生活能力向上のために必要な訓練を行います						
	自立訓練 (生活訓練)	自立して日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は、生活能力向上のために必要な訓練を行います						
障害者支援費制度 (旧法)								
更生施設 (知的)	障がい者更生施設	からまつ園						
授産施設 (知的)	障がい者授産施設	こざくら園						

\*の区分は用件があります  
\*1～通所施設利用の場合は50歳以上  
\*2～50歳以上で施設入所者  
\*3～施設入所者  
\*4～50歳以上

障害福祉サービスの利用を希望される方はまずは、各市町村の福祉課へご相談ください



障がい福祉サービスを利用希望の方は、介護給付の場合、「障害程度区分認定」が必要となります…。

## 障害程度区分とは…?

介護給付の利用を希望される場合、その必要度を示す6段階の区分 (区分6のほうが必要度は高い) です。この区分は106項目の認定調査の内容、医師意見書を基に圏域で共同設置している障害区分認定審査会で審議され認定されます。



市町村事業				富良野市	中富良野町	上富良野町	南富良野町	占冠村
地域生活支援事業	相談支援事業	障害者相談支援 居住サポート 成年後見制度利用支援 地域自立支援協議会	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。			○		
	コミュニケーション支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣 点約・音声訳等支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人と、その他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。			○		
	日常生活用具給付等事業	日常生活用具給付・貸与	重度の障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。			○		
	移動支援事業	移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。			○		
	地域活動支援センター事業	地域活動支援	障害者の方に創作的活動や、生産活動の場を提供し、仲間と交流が出来る場です。利用は登録制で料金はかかりません。(活動内容により、一部負担があります) 又、昼食、夕食のサービスもあります。			○		
	その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を選択して行います。						
	日中一時支援事業	日中一時支援事業	障害者(児)の、日中における活動の場を確保し、障害者(児)の家族の就労支援及び、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を提供します。	○	○	○	○	○
	社会参加促進事業	社会参加事業 自動車運転免許取得・改造	スポーツや芸術文化活動等を行ったり自動車運転免許の取得や自動車の一部改造を助成・手話奉仕員講座を開催して養成していくことで、社会参加を促進します。	○	○	○	○	○
	訪問入浴サービス事業	訪問入浴	入浴が困難な重度身体障害者の自宅に訪問し、入浴車による入浴を行います。			○		
	生活サポート事業	生活サポート	介護給付支給決定者以外で、日常生活に家事支援が必要な障害者の自宅にホームヘルパー等を派遣します。	○	○	○	○	○
更生訓練費	更生訓練費	障害福祉サービスにより更生訓練を受けている障害者の方に対してその実習及び、訓練に要する経費を助成します。	○					